

24年2月1日

No.99



発行

練馬西青色申告会

ねりま西

青色だより

〒178-0063 東京都練馬区東大泉4-16-3 電話 5387-6211 FAX 5387-6222



練馬西青色申告会 会長 青木 泉

新年のご挨拶

皆様穏やかな新春をお迎えのことと存じます。

会員の皆様には、常日頃より青色申告会活動並びに税務行政に対する

暖かいご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

また、当会が皆様にお願いを致しました東日本大震災復興義援金募集の際には、関係各位から多額のお気持ちを賜りましたこと、心から御礼を申し上げます。

ここで申すべき事ではないのかも知れませんが、東京青色申告会四十八会中四番目の募集金額をもちまして、東京青色申告会連合会を通じ日本赤十字社に送付できました事、ご報告申し上げます。

さて、当会は昨年同様に本年も青色申告制度普及と会勢拡大の基盤を

謹賀新年

練馬西青色申告会



練馬西税務署長 四戸 智

新年のご挨拶

新年あけましておめでとございます。

平成二十四年の年頭に当たり、練馬西青色申告会会員の皆様には、謹んで新春のお慶びを申し上げます。

青木会長をはじめ役員並びに会員の皆様には、税務行政の円滑な運営に対し、深い御理解と多大なる御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

貴会におかれましては、青色申告制度の普及・育成を通じて納税道義の高揚に熱心に取り組んでこられるとともに、「国税電子申告・納税システム(e-Tax)」の利用促進にも積極的に御協力いただいております。心から感謝申し上げます。

また、東日本大震災の被災地に対する義援金の募集などにも献身的に

固め、皆様の青色申告会としてお役に立つべく、役職員一同清新の気持ちを引き締めてまいります。

本来であれば会員増強の願いや、電子申告の普及に血眼になっている事など等々のお願いが沢山ございますが又の機会に致します。

本年も練馬西税務署の四戸署長をはじめとする国税当局、関係諸団体のご指導、ご協力をお願い申し上げます、新年のご挨拶とさせていただきます。

河の流れは絶えずして しかも元の水にあらず 年年歳歳花相似たり、歳歳年年人同じからず。

東日本大震災で多くの鎮魂歌が流れました。私は今まで日本の国は文化国家であるからして、国を挙げての震災復興支援が行われるものと信じておりました。しかし、日本の国はまだまだ文化国家とは程遠い国である事を知りました。

事ここで細かいことは申し上げませんが、被災者皆様が一日も早く立ち直れますよう皆様と共にご祈念申し上げたいと存じます。

文句を言えざりが無い、歩かなくては前に進まない。今年も、練馬西青色申告会は皆様と共に前に向かって歩いてまいります。

取り組まれておられ、皆様方の真摯な御活動に対し深く敬意を表する次第でございます。本年も引き続き活発な事業活動を展開され、申告納税制度の発展に御尽力されますことを、衷心より御期待申し上げます。

さて、今日の税務行政を取り巻く環境は、経済取引の国際化・広域化・高度情報化など社会状況の変化に伴い調査・徴収事務が複雑困難化する一方、職員の定員増加は見込めないなど、大変厳しいものとなっております。このような状況下、私も税務行政に携わるものとしていたしましては、昨年発生した東日本大震災に対しましても震災特例法に基づく税負担の軽減措置を講じるなど社会の要請に対応しつつ、事務の効率化を図りながら申告納税制度を支えるべく、「適正かつ公平な課税の実現」と「納税環境の整備」という国民の負託にこたえて、邁進して参る所存でございます。

まもなく平成二十三年分の所得税、消費税及び贈与税の確定申告の時期を迎えます。

練馬西青色申告会の皆様方には、どうか、今後とも引き続き、税務行政に対しまして御理解・御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに当たりまして、練馬西青色申告会の益々の御発展と、会員の皆様の御健勝と御事業の御繁栄を心から祈念申し上げます、新年の御挨拶とさせていただきます。

確定申告についての注意点

まもなく確定申告の時期になります。

青色申告会事務所をご利用になる際は次の点にご注意ください。

★満期保険金がある場合

平成23年中に生命保険金や損害保険金が満期となった場合は、受け取った満期保険金、今までに支払った掛金又は保険料を記載した書類（書類が手元にならない場合はその書類を満期になった保険会社から取り寄せるかその金額を調べる）をご持参ください。

★公的年金等

日本年金機構から交付された公的年金等の源泉徴収票をご持参ください。

公的年金等の源泉徴収票は、毎年1月の末日頃に送付されます。

★社会保険料控除等

確定申告の際、社会保険料控除のうち国民年金保険料等（国民年金法の規定により被保険者として負担する国民年金の保険料及び国民年金基金の加入者として負担する掛金）、小規模企業共済等掛金控除、生命保険料控除（個人年金保険契約を含む）、地震保険料控除について控除を受けようとする場合には、その保険料等の金額につき、これらの支払いをした旨を証する書類をご持参ください。なお、国民健康保険料は従来通り平成23年

分の支払額を正確に計算してあれば、その支払いをした旨の書類を添付する必要はありません。

★消費税課税事業者の有無等

平成23年分の確定申告で課税売上高（消費税がかかる売上高のこと、以下同じ）が1千万円以下である場合でも、平成21年分は消費税の課税売上高が1千万円を超えている方は平成23年には課税事業者（消費税の申告書を提出しなければならぬ方、以下同じ）になりますのでご来所の際は必ず前年以前3年間の決算書・所得税確定申告書・消費税の確定申告書を提出したことがあられる方は消費税の確定申告書をご持参ください。

なお、課税事業者のうち簡易課税を選択している方で2以上の業種をお持ちの方はその年分の課税売上の内訳をその業種ごとに区分して記帳しておいてください。

★納付した又は還付を受けた消費税の処理

平成22年分の消費税の確定申告で消費税の確定申告書を提出して納付した消費税額で平成22年に未払い金処理していない場合には、平成23年分の経費（租税公課）となります。

逆に還付を受けた消費税額で平成22年に未収金処理をしていない場合には平成23年分の収益となります。納付した又は還付を受けた消

費税額の記帳処理をしていない会員が多く見受けられますのでご注意ください。

★受取利息の処理

預金通帳に2月及び8月頃に決算利息等（受取利息）の名目で入金欄に記帳されている金額がありますが、この金額を収益（商売をされている方は雑収入や売上、アパートや駐車場などを貸し付けている方は賃貸料やその他の収入金額等）として処理されている会員が多く見受けられます。

この受取利息は、所得税法上は利子所得となり源泉分離課税として処理されるものなので売上や雑収入、賃貸料、その他の収入のような収益にはなりません。よって預金通帳に受取利息が記帳されていた場合にはその金額は事業主借として処理してくださるようお願い致します。

★車の買換えをした場合
車の買換えをされた方は、下取りに出した車のほうの帳簿価額は前年分の決算書で明らかにできますが、その下取りに出した車の下取り価額、新しく購入した車の購入価額、自動車保険料、自動車税額等は新しく購入した車の資料が必要になります。

また、新しく購入した車についてローンを組んだ場合には借入金等の返済明細書が必要になります。よって車の買換えをされた方はこれらの書類も必ずご持

参りくださるようお願い致します。

★税金の還付を受ける方

還付される税金の振り込まれる銀行名、支店名、預金の種類、口座番号を調べてください。

★土地建物等を譲渡した場合

土地建物等を譲渡した方、収用等により資産を譲渡した方、特定土地区画整理事業等のために土地等が買い取られることとなった方は、金額も大きく、かつ、税法上の解釈や判定も困難ですので、青色申告会事務所では独自に処理をすることができないことが多いため、事前に税務署にご相談くださるようお願い致します。（内容によっては全て税務署におまかせすることになることをご了承ください。）

★e-taxの注意点

今回の確定申告ではe-tax（電子申告）を会員の皆様にご利用しております。そこで、確定申告時にe-taxで送信される方は必ず次のものをご持参ください。

- 電子証明書付の住民基本台帳カード（住基カード）
- 各種パスワード 次の番号が必要になります。

初期設定をされていない方

- (1) 住民基本台帳カード用暗証番号
- 4けたの数字

- (2) 電子証明書用暗証番号
- 4けた以上16けた以内の数字、英大文字

初期設定をされた方

各種パスワードの管理用紙

(注) 住民基本台帳カードの電子証明書は平成20年2月15日以前に取得した方は有効期限が切れている可能性がありますのでご確認ください。（住基カードに記載されている有効期限は電子証明書の有効期限ではありません。）

★会計ソフトの使用者に対するお願い

会計ソフトを使用されている方は会計ソフト使用による決算書の作成時間を迅速にするため、USB及びFDなどの記憶媒体にくわえて、仕訳帳、現金出納帳、決算書（損益計算書や貸借対照表のこと）をいいます。の1ページから4ページまでをプリントアウトしたものをご持参ください。

なお、決算相談時間は1人1時間とさせていただきますのでご理解のほどお願い致します。

★その他の注意点

青色申告会事務所では会員が提出用の決算書等に記入して事務所内の受付に提出していただくことになっていきますが、その記入の際、メガネを持参せずにお困りになっている方が見受けられますので、メガネを使用されている方は必ずメガネをご持参いただくようお願い致します。

東日本大震災に際して

雑損控除を受ける方へ

納税者である会員自身又はその会員と生計を一にする配偶者その他の親族で一定の者の有する居住用家屋、家財、衣類などの生活に通常必要な資産について東日本大震災などの災害により損失を受けた場合には雑損控除の適用を受けることができますが、この雑損控除の計算は実務上非常に困難であり、練馬西青色申告会事務局では計算ができませんので東日本大震災などにより何らかの損失を受けた方は、ご自分の納税地(住所地や店舗の所在地など)の所轄税務署にご相談くださるようお願い致します。

寄附金控除を受ける方へ

東日本大震災により練馬西青色申告会へ災害義援金として寄附した方は寄附金控除の対象となります。なお、寄附金控除を受けるためには、寄附したことを証する書類を確定申告書に添付するか、確定申告書の提出の際に提示する必要がありますので、寄付金控除の適用を希望する方は次のいずれかの書類をご持参ください。

- (1) 練馬西青色申告会の預り証
- (2) 郵便振替で支払った場合の半券(受領証)その他の振込口座が義援金の受付専用口座である場合に限る。
- (3) 銀行振り込みで支払った場合の振込票の控え(その振込口座が義援金の受付専用口座である場合に限る。)

提出と申告はお早めに!!

■給与支払報告書

..... 提出先: 市区町村 期日: 1月31日まで

■固定資産税(償却資産)

..... 提出先: 都税事務所 期日: 1月31日まで

■法定調書(報酬、料金・契約金など)

..... 提出先: 税務署 期日: 1月31日まで

■所得税

..... 提出先: 税務署 期日: 3月15日まで

■贈与税

..... 提出先: 税務署 期日: 3月15日まで

■消費税

..... 提出先: 税務署 期日: 4月2日まで

平成24年度 青色ドック実施日決定!

<実施日>

平成24年6月5日(火)

午前9時から12時まで

<会場>

練馬西青色申告会事務所3階

<料金>

標準検査 12,000円
(青色共済加入者は、2,000円引きです)

※詳細は4月号の会報にチラシで配布します。



マル経融資のご案内

小規模事業者
経営改善資金

※融資限度額: 1,500万円

※返済期間: 運転資金7年以内 設備資金10年以内

平成24年3月31日の日本政策金融公庫受付分までです。

■利率: 1.85% (平成24年1月18日現在)

※担保・保証人不要(保証協会の保証も不要)

※他に練馬区の利子補給30%

※利用できる方: 従業員20名以下(商業・サービス業5名以下)

※1年以上事業を行っている方

※飲食業の設備資金も利用可能

◇本融資は商工会議所の推薦で日本政策金融公庫より事業資金として貸し出しされますが、審査の結果、ご希望に添えないことがあります。

窓口専門相談

本相談は、経営に関する相談に限定しております。会員・非会員の方問わず利用できます。

【法律相談】 毎月第1金曜日午後1時~4時(30分単位)
相談員: 弁護士 相談無料

【税務相談】 1月~3月 毎月第2第4火曜日
4月~12月(8月休) 毎月第2火曜日
午後1時~4時(30分単位)
相談員: 税理士 相談無料

【問い合わせ先】 東京商工会議所練馬支部
練馬区豊玉上2-23-10 練馬産業会館1階
TEL:3994-6521 FAX:3994-6589

国民年金基金は基礎年金に 上乘せする公的な年金制度です。

早めのご加入を
お勧めいたします

自営業者などの方にも「上積み年金」を準備し、豊かな老後を送ることが出来るようにするのが国民年金基金です。国民年金基金に加入すると、税金が軽減され大変有利です。

- ①掛金は全額社会保険料控除の対象となります。
- ②受取る年金は、公的年金等控除の対象となります。
- ③遺族一時金は非課税となります。

どんな人が加入できるの?

- ①自営業者・自由業など国民年金保険料を納めている人(第1号被保険者)
- ②東京都内に住民票のある人
- ③20歳以上60歳未満の人

但し、保険料を免除(一部免除、学生納付特例、若年者納付猶予を含む)をされている方と農業者年金基金に加入している人は加入出来ません。

(例) 34歳0ヶ月男性 A型1口加入の場合

掛金:月額 11,180円

60歳までの総額:3,488,160円(11,180円×12ヶ月×26年)

受取る年金:月額 20,000円

65歳~80歳までの総額:3,600,000円(保証期間20,000円×12ヶ月×15年)

※更に80歳を過ぎても、生涯受け取る事が出来ます。

資料の請求お問合せは、練馬西青色申告会事務局まで
TEL.03-5387-6211

税を考える週間の一環として

会創立二十周年記念講演開催

毎年開催しております「税を考える週間」の一環として、昨年の11月28日(月)勤労福祉会館に於いて、会創立二十周年記念講演を開催致しました。昨年度は二十周年ということで、毎年開催の「税制改正講習会」にプラスして、記念講演の開催でした。お蔭さまで、参加者は74名と、とても盛況でした。

青木会長の開会挨拶から始まり、練馬西税務署個人課税第一部門大沼指導席調査官から「知っておきたい税情報」と題して、税法の改正点を中心としたお話からT.P.P.のお話まで、幅広いお話をいただきました。続いて、山本第一統括官からは、得意分野である「調査のお話」をいただきました。そして、第二部岩山副署長の講演では、広報官時代に中学生の職場体験を実施した体験から、「子供達の租税教育」に力を入れたいという思い。そして、練馬区が「アニメの町練馬」を目指しており、アニメーターを練馬に誘致している現状であるお話等をお聞きしてとても有意義な時間でした。閉会は、梶野副会長の挨拶で幕を閉じました。



青木会長 開会挨拶

練馬西税務署の皆さまには、半年前



練馬西税務署 岩山副署長



山本第一統括官

大沼指導席調査官

からお願ひしていた講演でしたので、公務が多忙のなか、当会の為にお時間を割いてくださったことに深く感謝申し上げますと共に、二十周年記念講演という事で、お忙しいなかご参加くださった皆様、また、参加者にお土産として、「紅白大福」を特別に製造していただいた高田支部長はじめご家族の皆さまに深く感謝申し上げます。

税務署の皆さまのお話、そして、紅白大福共に、「良かったですね」「美味しかったですよ。」との感想を多く寄せられました。

ご協力いただきました皆さまありがとうございます。事務局 高橋

第二次東日本大震災義援金 予想を上回る金額になりました

第二次の東日本大震災義援金は、当会が郵貯銀行に口座を開設しまして、なるべくお金をかけない為にボランティアの役員さんから用紙を配布していただき、区外の方には、会報の中に入れて全会員に届くように致しました。

お陰さまで反響が多く寄せられ、郵貯銀行の口座には16名の皆さまからお払い込みをいただきました。

払込み料用紙代は当会で負担させていただきます。郵貯銀行のお預りが「五二、五〇〇円、他、第一次の残募金箱等で総額一、六二一、六〇三元を十二月二十七日(土)東京青色申告会連合会大震災義援金口座に送金することができました。皆さまの暖かいお気持ちに感謝の気持ちで一杯です。皆さまのお気持ちが被災者の方々に届くことを祈るばかりです。

本来であれば、皆さま一人ひとりに礼状をお出ししたかったのですが、その経費を掛けるなら被災者の方々へという思いがあり、省略させていただきました。ことをお詫び申し上げます。ここに感謝の気持ちを表し、お名前を掲載させていただきます。

尚、義援金箱に直接入れられた方はお名前が不明な為掲載しておりませんので、ご容赦ください。

(敬称略)(五十音順)

- 青木泉 秋元幸一
- 荒閑行則 井口勝雄
- 池上忠 石川俊雄
- 石塚和子 石塚邦子
- 石原正俊 上原健一
- 内海さと子 梅田史彦

- 梅村茂 江澤貞男
- 榎本嘉寿美 大澤幸男
- 大谷義男 太田康雄
- 大沼裕美 大松佑美子
- 大森崇司 大矢佳央
- 岡田道男 荻野豊
- 尾崎勇 小美濃友一
- 加藤清正 加藤久美子
- 加藤隆登 加藤洋
- 加藤婦美子 加山雪江
- 唐澤春恵 川上弘
- 川谷敏男 川和田末子
- 菅野保男 北島真
- 木村順吉 熊井俊
- 狐塚トミ子 小林俊一
- 小松光春 小柳幹子
- 近藤信男 今野神一郎
- 佐伯久美 酒井久
- 坂上昭一郎 神原京子
- 櫻井隆義 佐藤絹代
- 佐藤美奈子 澤辺松子
- 塩部美保子 志田辰夫
- 嶋田新一郎 清水吉弘
- 下田啓三 進藤博之
- 新徳勇幸 神保浩子
- 杉浦安次 鈴木慶一
- 鈴木昭三 鈴木日出子
- 鈴木博司 諏訪部大太郎
- 高田紘二 高野保利
- 高橋重雄 高橋敏子
- 高橋久子 高橋秀雄
- 高橋弘 高橋安夫
- 瀧島平八郎 田中種
- 田中宣昭 田中文治
- 田中雅紀 田村高行
- 千葉節子 辻信隆

- 土戸進 鶴田栄子
 - 豊田千代子 中出昌広
 - 中根謙三郎 中野末男
 - 長久富夫 西川令保
 - 野瀬蔵吉 野村健夫
 - 林エイ子 林千尋
 - 原島義夫 原田君江
 - 平澤正夫 比留間嗣雄
 - 福本君男 藤崎昭司
 - 本多保幸 増田稔
 - 町田忠彦 松井昭八
 - 丸山紀元 南利夫
 - 宮川賢一 武藤幸子
 - 茂木泰輔 本橋稔
 - 森下忍 山路健次
 - 山田明美 吉岡正子
 - レザイ・ニイ&斤子 若杉晋一
 - 鷲巢孝 和田勝
 - 支部長会
 - 石神井台支部
 - 上石神井支部
 - 書道教室参加者同
 - 絵画教室参加者同
- 以上の皆さまでした。
- 尚、郵便局からお払い込みの半券、または郵貯口座の控は、寄附金控除の対象となり、特に「ふるさと納税」と同じ扱いになりますので、是非とも確定申告でご活用ください。
- ご協力ありがとうございました。
- 事務局 高橋



送金の領収証写し